

空家等管理活用支援法人の指定について

令和5年12月に改正された空家等対策の推進に関する特別措置法において、新たに空家等管理活用支援法人に係る制度が創設され、指定を受けた民間法人が公的な立場から活動しやすい環境を整備し、空家等対策に取り組む市区町村の補完的な役割を果たしていくことになりました。

市では、平成 30 年7月から空き家相談会を定期的に行っており、近年では年 3 回ペースで相談会を実施していただいている、NPO 法人群馬県不動産コンサルティング協会を空家等管理活用支援法人に指定することに決定しました。

今回の指定により、同法人との協力体制を強化し、空き家対策の推進を図りたいと考えています。





空き家相談会

in KIRIZUMI Brewery

相談上限 = 最大 **5組** 対応可能

日時 **8月18日(火曜日) 9:30~11:30**

場所 **霧積ブルワリー (松井田町横川280-1)**

申込方法 お電話か、webより申し込みください
 Tel: 027-363-1204 (群馬県不動産コンサルティング協会)
 Web申込フォーム [Web申込フォーム](#)
 主催: 群馬県不動産コンサルティング協会・安中市
 協力: S&Co. 合同会社

※相談も大歓迎! フラットと寄ってください!



- | | |
|----------|-----------------------------------|
| 1. 法人名 | NPO 法人 群馬県不動産コンサルティング協会 |
| 2. 指定の期間 | 8 月 1 日～令和 13 年 7 月 31 日(5 年間) |
| 3. 業務内容 | 空き家無料相談会の定期開催(法第 24 条 1 号に規定する業務) |

【問い合わせ】

まちづくり部建築住宅課住宅政策係
 TEL027-382-1111(内線 1252)

空き家・空き地の問題解決！

不動産コンサルティングマスターが企画・提案 解決します！

相談無料

創設32年。幅広い知識を有する不動産のプロ

国土交通大臣公認 不動産コンサルティングマスターとは



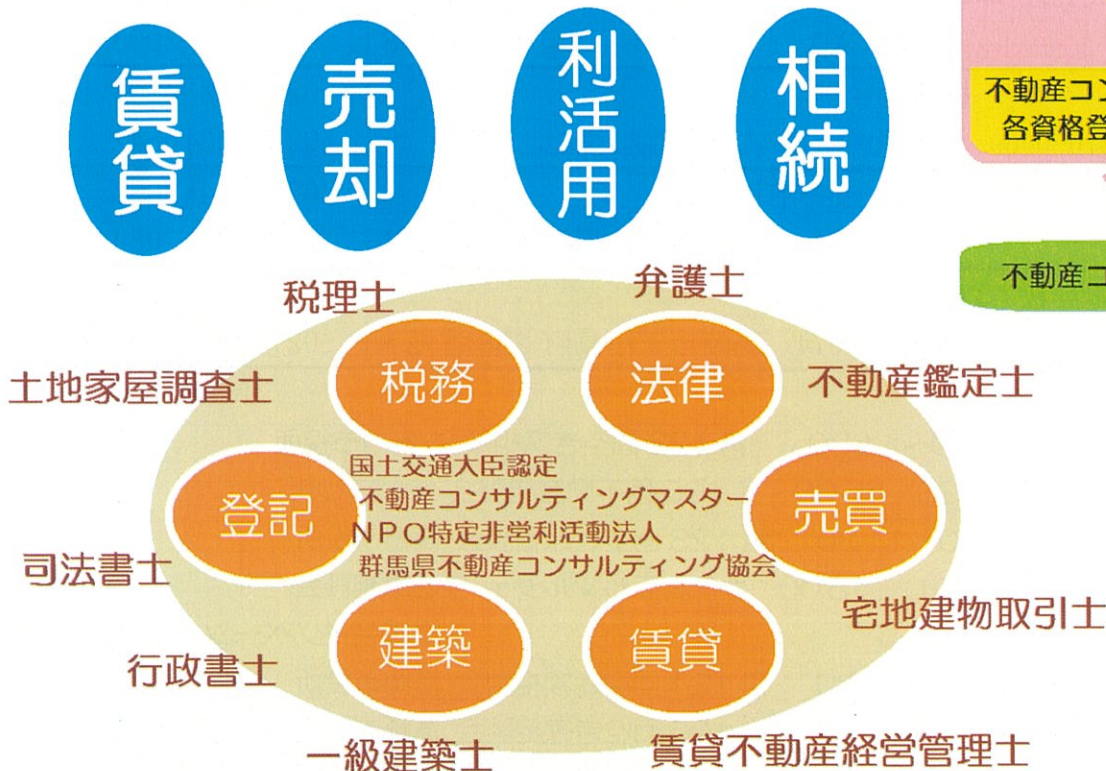
不動産コンサルティング技能試験
受験資格

下記資格のいずれかの国家資格登録者

- ・宅地建物取引士
- ・不動産鑑定士
- ・一級建築士

不動産コンサルティング技能試験
各資格登録後 実務経験5年以上

不動産コンサルティングマスター



相談会
個別相談
申込

NPO特定非営利活動法人 群馬県不動産コンサルティング協会 とは

群馬県内で国土交通大臣公認の不動産コンサルティングマスターを中核とした会員で組織されています。

この法人会員は、社会の人々が不動産に関して最善の選択・意思決定等を行うためのアドバイスを様々な有資格者と連携し客観的、公平な立場から助言・提案等を行っています。高崎市・安中市・富岡市・藤岡市・玉村町の空き家対策と連携し財産保全のために不動産に関する社会教育活動まちづくり活動を行うことにより社会全体の利益増進を図り社会に貢献することを目的とした不動産資格者の集まりです。



特定非営利活動法人

群馬県不動産コンサルティング協会

<https://gunma-consul.com/>

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町181 電話027-363-9866